



平成27年5月29日

## プレスリリース

報道各位

### 受託契約準則の一部変更の認可について

平成27年5月28日開催の第67回臨時理事会において決議された受託契約準則の一部変更については主務省に認可申請しておりましたところ、平成27年5月29日付で別紙のとおり認可されましたので通知いたします。

以上

農林水産省指令27食産第974号

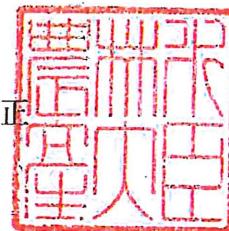
大阪府大阪市西区阿波座一丁目10番14号

大阪堂島商品取引所  
理事長 岡本 安明

平成27年5月28日付け27堂島商取発第79号をもって認可申請のあった受託契約準則の変更については、商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第156条第1項の規定に基づき、申請のとおり認可します。

平成27年5月29日

農林水産大臣 林 芳 正



## 受託契約準則変更理由書

大阪堂島商品取引所

### 1 変更の趣旨

商品先物取引法施行規則の改正（本年 6 月 1 日施行）に伴い、受託契約準則に所要の変更を行うもの。

### 2 変更の内容

商品先物取引法施行規則第 102 条の 2 第 2 号又は第 3 号に規定する勧誘に係る特例を章として新設（第 13 章）した上でその旨を規定した。（第 69 条）具体的な特例規定は以下のとおり。

- (1) 商品先物取引法施行規則第 102 条の 2 第 2 号に規定する勧誘に係る商品取引契約について、委託者の取引履歴等の確認等に不備があった場合に当該受託会員の自己の計算で当該取引をしたものとみなす旨を規定した。  
(第 70 条)
- (2) 商品先物取引法施行規則第 102 条の 2 第 3 号に規定する勧誘に係る商品取引契約について、熟慮期間及び投資上限額に関する制限を規定するとともに、委託者の適合性等の確認等に不備があった場合に当該受託会員の自己の計算で当該取引をしたものとみなす旨を規定した。（第 71 条）
- (3) 第 71 条第 3 号に規定した値洗損益金通算額計算時に委託者証拠金（値洗損益金通算額が負である場合には、委託者証拠金から値洗損益金通算額を減じた額）が投資可能額以上となった場合の建玉処分について、その通知に関し、既定条文との整合をはかった。（第 23 条第 1 項）

なお、本変更の施行日については、附則において、平成 27 年 6 月 1 日又は農林水産大臣の認可を受けた日（平成 27 年 5 月 29 日）のいずれか遅い日とした。

以上

## 受託契約準則一部変更

大阪堂島商品取引所  
——線は変更箇所——

変更	現行	備考
第1条～第22条 (省略)	第1条～第22条 (省略)	
(取引の処分通知) 第23条 第19条第1項の規定は、第14条第1項、第15条第3項若しくは第4項、第16条第2項、次条、第24条の2、第26条第1項、第2項若しくは第3項、第37条の2又は第71条第3号の規定による処分について準用する。 2 (省略)	(取引の処分通知) 第23条 第19条第1項の規定は、第14条第1項、第15条第3項若しくは第4項、第16条第2項、次条、第24条の2、第26条第1項、第2項若しくは第3項又は第37条の2の規定による処分について準用する。 2 (省略)	
第24条～第68条 (省略)	第24条～第68条 (省略)	(新設)
(特定の勧誘に基づく契約) 第13章 特定の勧誘を経てなされた商品取引契約の統続の特例	(特定の勧誘に基づく契約) 第69条 この章は、委託者が受託会員又は当該受託会員が業務の委託を行った商品先物勧誘を受けて成立する商品取引契約について特例を規定する。 2 この章に定めのないものについては、第1章から第12章までに定めると二ろによる。	(新設)
(他社契約者に対する勧誘に基づく契約) 第70条 委託者が受託会員又は当該受託会員が業務の委託を行った商品先物取引仲介業者から省令第102条の2第2号又は第3号に規定する商品取引契約については、次の内容を含むものとする。 受託会員又は当該受託会員が業務の委託を行った商品先物取引仲介業者が、省令第102条の2第2号イ若しくはロの規定に反し、又は同号に規定する申告書面の記載が事実と異なることを知りながら、商品取引契約が締結され取引が行われた場合には、当該受託会員が当該取引を自己の計算においてしたものとみなすこと。	(他社契約者に対する勧誘に基づく契約) 第70条 委託者が受託会員又は当該受託会員が業務の委託を行った商品先物取引仲介業者から省令第102条の2第2号又は第3号に規定する商品取引契約については、次の内容を含むものとする。 受託会員又は当該受託会員が業務の委託を行った商品先物取引仲介業者が、省令第102条の2第2号イ若しくはロの規定に反し、又は同号に規定する申告書面の記載が事実と異なることを知りながら、商品取引契約が締結され取引が行われた場合には、当該受託会員が当該取引を自己の計算においてしたものとみなすこと。	(新設)
(一定の要件を満たす者に対する勧誘に基づく契約) 第71条 委託者が受託会員又は当該受託会員が業務の委託を行った商品先物取引仲介業者から省令第102条の2第3号に規定する勧誘を受けて成立す	(一定の要件を満たす者に対する勧誘に基づく契約) 第71条 委託者が受託会員又は当該受託会員が業務の委託を行った商品先物取引仲介業者から省令第102条の2第3号に規定する勧誘を受けて成立す	

## 受託契約準則一部変更

大阪堂島商品取引所  
線は変更箇所

変更	現行	備考
<p>商品取引契約については、次の内容を含むものとする。</p> <p>(1) 受託会員又は当該受託会員が業務の委託を行った商品先物取引仲介業者は、商品取引契約が締結された日から14日以内に、当該商品取引契約に係る取引につき、取引の委託の勧誘を行うこと及び第6条に掲げる事項についての委託者の指示を受けることができないこと。</p> <p>(2) 受託会員は、商品取引契約が締結された日から取引の開始日までの間に、委託者の年収と保有金融資産との合計の3分の1の額を上限とした額（以下「投資上限額」という。）を設定しなければならないこと。</p> <p>(3) 受託会員は、商品取引契約が締結された日から1年以内にあっては、預り証拠金のうち委託者証拠金（直済損益金通算額が負である場合は委託者証拠金から直済損益金通算額を減じた額。以下この号において同じ。）が投資可能額（投資上限額から委託手数料（仮委託手数料を含む。）の合計額を減じて得た額に売買差損益金の合計額を加えた額（当該額が投資上限額を超える場合には投資上限額）をいう。以下この号において同じ。）を超えることとなる取引の委託を受けではなくらず、かつ、直済損益金通算額を計算する時点において、預り証拠金のうち委託者証拠金が投資可能額以上となつた場合には、委託を受けた取引の全部について、転売又は買戻しにより速やかに処分すること。</p> <p>(4) 受託会員が、次のいずれかに該当する場合には、当該受託会員が当該取引を自己の計算においてしたものとみなすこと。</p> <p>イ　自ら又は自らが業務の委託を行った商品先物取引仲介業者が、省令第102条の2第3号イ、ロ若しくは本条前各号の規定に反し、又は省令第102条の2第3号ロ(1)から(3)までに掲げる書面の記載が事実と異なることを知りながら、商品取引契約を締結し、取引を行つたとき ロ　第1号の規定に反し、当該委託者の指示を受け取引を行つたとき ハ　前2号の規定に反し、取引の委託を受け、又は決済を結了せずに取引を行つたとき</p>		

### 附 則

平成27年5月28日開催の臨時理事会において決議した第23条の変更及び第69条から第71条の新設は、平成27年6月1日又は農林水産大臣の認可の日（平成27年5月29日）のいずれか遅い日から施行する。